石川県国民保護計画新旧対照表

変 更 後	現行	備	考
石川県国民保護計画	石川県国民保護計画		
(平成26年11月変更)	(現 行)		

変 更 後	現行	備考
第1編総則(略)	第1編総則 (略)	
第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節〜第3節 (略) 第4節 通信の確保 1 (略) 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 (1)県における通信の確保等	第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節〜第3節 (略) 第4節 通信の確保 1 (略) 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 (1)県における通信の確保等	国の基本指針変更に
□ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em−Net)、全国瞬時警報システム(I−ALERT)等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。 □ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 □ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 □ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 □ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 □ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 □ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 □ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 □ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 □ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したして、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 □ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防教急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等でついての十分な調整を図る。 □ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 □ 国に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し接護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	(新規) ○ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 施 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 改 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 微類場の状況をヘリコブターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 ○ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 ○ 武力攻撃災害によおを確定を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ○ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ○ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 □ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 □ 担当職員の役削・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 □ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、降害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の人手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	伴うもの
(2)~(3) (略) 第5節~第6節 (略) 第2章~第5章 (略) 第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 (略) 第2章 避難等に関する措置 第1節(略) 第2節 避難の指示等 1~5(略) 6 県等の区域を越える住民の避難	(2)~(3) (略) 第5節~第6節 (略) 第2章~第5章 (略) 第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 (略) 第2章 避難等に関する措置 第1節 (略) 第2節 避難の指示等 1~5(略) 6 県等の区域を越える住民の避難	

変更後	現 行	備 考	į
(1)他の都道府県への避難	(1)他の都道府県への避難		
①~② (略)	①~② (略)		-
③ 事務の委託 避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場	(新規) 	│国の基本指針変 │伴うもの	と関し
合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、		14 7 5 07	
避難先の都道府県知事に対し、国民保護法第13条に基づき、事			
務の委託を行うものとする。			
(2)~(4) (略)	(2)~(4) (略)		
7 地域特性等への配慮	7 地域特性等への配慮		
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)		
(4)原子力事業所周辺地域における避難(詳細は、第3編4章3節)	(4)原子力事業所周辺地域における避難(詳細は、第3編4章3節)	"	
知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される	知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される		
避難措置の指示を受けて、屋内退避(コンクリート屋内へ避難するこ	避難措置の指示を受けて、 <u>それに応じて次のような</u> 避難の指示を行		
<u>とが望ましい。)又は他の地域への</u> 避難の指示を行う。	う。 		
	<u>〇コンクリート屋内等への屋内避難を指示</u> ○東鉄の光地に広じる。他の地域。の選挙によるなはれば担火の		
	○事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の 被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示		
(5) (略)	(5) (略)		
(6) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	(新規)		
大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理	(4917967	"	
者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等につ			
いても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策			
<u>をとるものとする。</u>			
(<u>7</u>) (略)	(<u>6</u>) (略)		
8~9 (略)	8~9 (略)		
第3節~第5節 (略)	第3節~第5節 (略)		
第3章 (略)	第3章(略)		
第4章 武力攻撃災害への対処措置	第4章 武力攻撃災害への対処措置		
第 1 節~第 2 節 (略) 第 3 節 武力攻撃原子力災害への対処等	第1節~第2節(略)		
第3回 武力攻撃原士力攻击への対処等 1~5 (略)	第3節 武力攻撃原子力災害への対処等 1~5 (略)		
6 県現地対策本部の設置等	6 県現地対策本部の設置等		
(1)国の武力攻撃原子力災害現地対策本部等の設置	(1)国の武力攻撃原子力災害現地対策本部等の設置	"	
内閣総理大臣は、通報(本節4)がなされた場合には、安全の	内閣総理大臣は、通報(本節4)がなされた場合には、安全の		
確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部を国が別に定める場	確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部を国が別に定める場		
所(原則として石川県志賀オフサイトセンター(以下、「オフサイ	所(原則として石川県志賀オフサイトセンター(以下、「オフサイ		
トセンター」という。)とされているが、武力攻撃原子力災害による	トセンター」という。)		
被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等)	に設置し、県や応急対策実施区域を管轄する市町等と、「武力攻撃原		
に設置し、県や応急対策実施区域を管轄する市町等と、「武力攻撃原	子力災害合同対策協議会」を組織することとなっている。		
子力災害合同対策協議会」を組織することとなっている。			

変 更 後	現行	備	考
(2)県対策本部等の設置 知事は、通報(本節4)を受けたときには、県庁において県対策 本部体制をとるとともに、安全の確保に留意しつつ、直ちに国が現 地対策本部を設置した場所に 県現地対策本部を設置する <u>ほか、県地域防</u> 災計画(原子力防災計画編)の定めの例により行う。	(2)県対策本部等の設置 知事は、通報(本節4)を受けたときには、県庁において県対策 本部体制をとるとともに、安全の確保に留意しつつ、直ちに国が現 地対策本部を設置した場所に <u>県地域防災計画(原子力防災計画編)</u> に定める職員を派遣し、県現地対策本部を設置する。	国の基本 に伴うもの	
(削除)	(3)県現地対策本部の業務 ① 関係機関等との連携 県現地対策本部は、関係する指定(地方)公共機関、原子力事業者及びその他関係機関と連携して、県地域防災計画(原子力防災計画編)に準ずる体制を整備するとともに、関係機関と通報連絡を行い情報を共有し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の避難及び退避の状況の把握等、各々が行う応急対策について必要な調整を行う。② 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 (ア)「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」の構成員、運営方法、応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ国、県及び関係機関が協議して定めておくこととなっている。	,,,	
7 応急対策の実施等	(イ)県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣し、同協議会と必要な連携を図る。 (ウ)県は、同協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行う。また、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施する。さらに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。この他、原子力事業者から原子力発電所の状況を確認するとともに、施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等について、助言を受ける。		
 (1)~(2) (略) (3)応急対策の内容 ① モニタリングの実施 <u>モニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画</u> <u>(原子力防災計画編)の定めの例により行う。</u> (削除) 	(1)~(2) (略) (3)応急対策の内容 ① モニタリングの実施 (新規) ア 県は、モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、次の機関に連絡する。 (ア)国の対策本部、(イ)文部科学省、(ウ)経済産業省、 (エ)国土交通省、(オ)国の現地対策本部が設置された場合は国 の現地対策本部	"	,